

千葉県公安委員会告示 第 24 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月10日

千葉県公安委員会

1 聽聞の期日

令和8年2月18日午前8時30分

2 聽聞の場所

(1) 千葉市美浜区浜田2丁目1番

千葉運転免許センター 3階 意見の聴取(聴聞)室

(2) 千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部 1階 意見の聴取(聴聞)室